
プロジェクト ASAF 対応

項目 IFRS 第 3 号「企業結合」の適用後レビュー
(入手したフィードバックを踏まえた優先順位付け)

本資料の目的

1. 2014 年 9 月の会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) 会議において、IFRS 第 3 号「企業結合」の適用後レビューに対するフィードバックを踏まえた今後の対応等について、ASAF メンバーによる意見交換が行われた。本日の企業会計基準委員会においては、本件に関する IASB によるその後の審議状況、及び当委員会による取組みについてご説明をさせていただく。
2. 国際会計基準審議会 (IASB) は、2014 年 12 月会議において、IFRS 第 3 号「企業結合」の適用後レビュー (PIR) に関して、次の点について議論することを予定している¹。
 - (1) 市場関係者からのフィードバック及び学術論文に関する議論
 - (2) 入手したフィードバックを踏まえた今後の取組みについての優先順位付け
3. 本資料は、前項のうち(2)に関して、IASBスタッフにより作成されたペーパー (以下「本ペーパー」という。)の内容をご説明するとともに、企業会計基準委員会の委員より、ご意見を頂くために作成したものである²。

本ペーパーの概要

本ペーパーの位置づけ

4. 本ペーパーは、IFRS 第 3 号の PIR へのフィードバックにおいて示された最も重要な分野と、IASB が IFRS 第 3 号の PIR においてフォローアップを検討すべき分野を特定することを目的としたものである。
5. 本ペーパーでは、次の事項を検踏まえ、IFRS 第 3 号の PIR において重点分野を分類しており、当該重点分野は、IFRS 第 3 号の PIR のフィードバック・ステートメントにおいて「フォローアップすべき重点分野」とする予定である。

¹ 但し、2014 年 12 月の IASB 会議において、暫定決定を行うことは予定されていない。

² IASB 会議における審議の様態については、口頭による説明を予定している。

- (1) PIR において市場関係者から示されたフィードバック
- (2) 学術論文のレビュー結果

IFRS 第 3 号の PIR において識別した重点分野

6. コメントレター及びアウトリーチにより、次の分野が重点分野として識別されている。
 - (1) 事業の定義の適用
 - (2) 無形資産（例えば顧客関係やブランド名）の識別と公正価値測定
 - (3) 条件付対価及び偶発負債の公正価値測定
 - (4) 負ののれんの純損益での認識
 - (5) のれんの事後の会計処理（減損なのか償却及び減損なのか）
 - (6) のれんの減損テスト
 - (7) 非支配持分の測定
 - (8) 段階取得及び支配の喪失の会計処理の有用性
 - (9) 被取得企業の事後の業績に関する情報
 - (10) プロフォーマ情報（前年度の比較情報）
 - (11) 条件付対価に関する事後の会計処理
 - (12) 従業員となる売却株主に対する条件付支払の会計処理（対価か報酬か）

スタッフによる分析

重点分野を優先順位づける規準

7. IFRS 第 3 号の PIR において、特に、次の点について、フィードバックが示された。
 - (1) IFRS 第 3 号が、財務諸表利用者には有用な情報を提供しているかどうか
 - (2) IFRS 第 3 号に適用上の課題があるため、結果として、要求事項の首尾一貫した適用が損なわれている分野があるか
 - (3) 当該基準の要求事項に準拠した財務諸表の作成、監査若しくは執行の際、又は当該基準によって提供される情報を利用する際に、予想外のコストが生じているか

8. 上記に加え、次の点にも留意している。
- (1) IFRS 第3号と米国財務会計基準審議会 (FASB) による 基準書 (SFAS) 第141号 (改訂)「企業結合」は、コンバージェンスされた基準である。
 - (2) ASAF メンバーは、概ね米国会計基準とのコンバージェンスを維持することを支持しており、IFRS 第3号を修正する場合には、FASB と議論することを提案している。
 - (3) IFRS 諮問会議は、IASB にコンバージェンスを維持すること、及び、このために ASAF を活用することを促している。
 - (4) FASB の監視機関である財務会計財団 (FAF) は、2013年5月に SFAS 第141号の PIR を完了し、FASB は次のプロジェクトをアジェンダに追加している。
 - ① 事業の定義の明確化
 - ② 公開企業及び非営利組織に対するのれんの会計処理 (FASB スタッフは、仮にのれんを償却した場合に最も適切な耐用年数を特定すること、減損テストの簡素化に重点を置き、のれんの償却に関するリサーチを行っている)
 - ③ 公開企業及び非営利組織に対する識別可能な無形資産の会計処理 (特に顧客関係及び競合禁止契約 (non-compete agreement) に重点を置き、特定の無形資産をのれんを含めるべきかどうかを評価する予定である。)
9. 重点分野の重要性を評価に当たっては、次の事項が規準とされている。
- (1) 投資者 (CMAC を含む) は、現行の要求事項によってもたらされる情報の有用性について懸念を有しているか
 - (2) 作成者 (GPF を含む)、監査人又は執行者は、現行の要求事項の適用に関して懸念を有しているか
 - (3) 重点分野は、ASAF によって提案された論点に含まれているか
 - (4) 重点分野は、SFAS 第141号 (改訂) の PIR に関する FAF のレポート又は FASB のアジェンダに含まれているか

入手した情報の分析

10. 次の表において、上述の規準を用いて、重点分野を評価している。

重点分野	投資者は懸念を有しているか	作成者、監査人又は執行者は懸念を有しているか	ASAFによって提案された重点分野か	FAFのレポート又はFASBのアジェンダの重点分野か	重要性の評価
事業の定義の適用に関する課題	該当なし	はい	はい 優先順位—高	はい FASBのアジェンダ及びFAFのレポート	中/高
無形資産（例えば顧客関係やブランド名）の識別と公正価値測定	さまざまな見解	はい	優先順位—中	はい FASBのアジェンダ及びFAFのレポート	中/高 ³
条件付対価及び偶発負債の公正価値測定	いいえ	はい	優先順位—低	はい FAFのレポート	中
負ののれんを純損益で認識することの有用性	重要な懸念を有していない。	該当なし	優先順位—低	いいえ	短期又は中期ではフォローアップしない
のれんの事後の会計処理（減損なのか償却及び減損なのか）	さまざまな見解	はい	はい 優先順位—高	はい FASBのアジェンダ	特に高い
（のれんの）減損テストの非有効性及び	はい	はい	はい 優先順位	はい FASBのアジェ	特に高い

³ 我々の見解では、このプロジェクトは、のれんの事後の会計処理に関連しているため、優先順位が高いプロジェクトである。

重点分野	投資者は懸念を有しているか	作成者、監査人又は執行者は懸念を有しているか	ASAFによって提案された重点分野か	FAFのレポート又はFASBのアジェンダの重点分野か	重要性の評価
複雑性			—高	ンダ	
非支配持分の測定	投資者は現行の測定に関する選択肢を支持していない。選好する方法についてはさまざまな見解がある。	はい	優先順位—低	FAFは、SFAS第160号「連結財務諸表における非支配持分」をレビューしている。	低
段階取得及び支配の喪失の会計処理の有用性	はい	該当なし	優先順位—中	はい FAFのレポート	中
被取得企業の事後の業績に関する情報	投資者は当該開示を求めている。	はい 当該開示を行うことは困難である。	優先順位—低	いいえ	低
パフォーマンス情報（前年度の比較情報）	投資者は当該開示を求めている。	はい 当該開示を行うことは困難である。	優先順位—低	いいえ	低
条件付対価に関する事後の会計処理の有用性	さまざまな見解	はい	優先順位—中	いいえ	中

重点分野	投資者は懸念を有しているか	作成者、監査人又は執行者は懸念を有しているか	ASAFによって提案された重点分野か	FAFのレポート又はFASBのアジェンダの重点分野か	重要性の評価
従業員となる売却株主に対する条件付支払に関する会計処理	該当なし	はい	優先順位 —低	いいえ	短期又は中期ではフォローアップしない

学術論文の結果

のれんからの無形資産の区分認識

- PIRのフィードバックでは、識別可能な無形資産の区分認識について、利用者から様々な見解が示されている。
- 他方、学術論文では、識別可能な無形資産は価値関連性 (value relevant) があることが示されている。また、IFRSの適用により、以前の各国の会計基準より目的適合性 (relevant) が高まったとする学術論文もある。このため、学術論文は、IFRS第3号のアプローチに一定の支持を示している。但し、便益の程度は、国によって異なる。

のれんの非償却

- PIRのフィードバックでは、のれんの非償却について、利用者からは様々な見解が示されている。
- 他方、一部の学術研究では、IFRS第3号に従って測定されたのれんは価値関連性があることが示されている。また、減損損失の認識は、有用な情報を提供していると結論づけている学術論文もある。さらに、償却及び減損アプローチと減損のみのアプローチを比較している論文では、減損のみのアプローチの方が有用であると結論づけられていることが多い。
- 学術証拠では、経営者は、減損損失の認識にあたって経営者の有利になるように裁量を用いていることが指摘されている。しかし、減損は株価との関連があるため、経済実態を反映していると結論づけている学術論文もある。

スタッフによる提案

16. 入手した情報の分析に基づくと、IASB が検討すべき最も重要性の高い重点分野は、次の分野であると考えている。
- (1) のれんの減損テストの非有効性及び複雑性
 - (2) のれんの事後の会計処理（減損のみのアプローチか、償却及び減損アプローチか）
17. 学術研究では、現行の要求事項は価値関連性があることが示されている。しかし、我々は、次の理由により、のれんの事後の会計処理は、重要性の高い重点分野であると考えている。
- (1) 多くの市場関係者が IASB にこの項目を再検討するよう求めていること
 - (2) のれんの事後の会計処理は FASB のアジェンダに含まれており、FASB のスタッフはのれんの償却についてリサーチを行っていること
18. IASB がフォローアップすべき他の重要性のある重点分野は、次の分野であると考えている。
- (1) 事業の定義の適用に関する課題
 - (2) 無形資産（例えば顧客関係やブランド名）の識別と公正価値測定
19. 本資料の第 7 項に記載したとおり、FASB はこれらの項目をアジェンダに追加している。したがって、学術研究では、現行の要求事項は価値関連性があることが示されているものの、IASB は、無形資産の識別及び測定を検討すべきと考えられる。
20. 次の表では、重要性の評価に基づいて、重点分野を 5 つのグループに分類している。

重点分野	重要性の評価	考えられる次のステップ
のれんの減損テストの非有効性及び複雑性	特に高い	IAS 第 36 号「資産の減損」のレビューを行う（IAS 第 36 号は米国会計基準とコンバージェンスがなされていない）。減損モデルの改善を検討する。特に、簡素化する範囲を検討する。

重点分野	重要性の 評価	考えられる次のステップ
のれんの事後の会計処理（減損のみのアプローチか、償却及び減損アプローチか）	特に高い	FASB と作業を行う。FASB は、のれんの耐用年数をどのように特定すべきかに重点を置き、償却及び減損アプローチを調査している。
事業の定義の適用に関する課題	中/高	FASB と作業を行う。FASB は、事業の定義の明確化の分析と関連する適用ガイダンスに重点を置いている。
無形資産（例えば顧客関係やブランド名）の識別と公正価値測定	中/高	FASB と作業を行う。FASB は、特定の無形資産（例えば顧客関係）をのれんに含めるべきかどうかについて分析を行っている。
条件付対価に関する事後の会計処理の有用性	中	更なる分析を行う。 一部の者は、特定の状況において、条件付対価の公正価値の変動を、取得した資産に含めて認識するかについて調査することを提案している。
条件付対価及び偶発負債の公正価値測定	中	更なる分析を行う。 一部の者は、条件付対価及び偶発債務は、信頼性をもって測定可能である場合に限って認識すべきかどうかについて調査することを提案している。
段階取得及び支配の喪失の会計処理の有用性	中	更なる分析を行う。 一部の参加者は、再測定による利得を OCI で認識すべきかどうかについて調査することを提案している。

重点分野	重要性の 評価	考えられる次のステップ
非支配持分の測定	低	更なる分析を行う。 一部の参加者は、非支配持分の測定を全ての企業結合に対する会計方針の選択とすべき（すなわち、取引ごとの選択とすべきではない）かについて調査することを提案している。
被取得企業の事後の業績に関する情報	低	更なる分析を行う。例えば、当該情報の作成はどの程度実務上可能かについて調査を行う。
プロフォーマ情報（前年度の比較情報）	低	更なる分析を行う。例えば、当該情報の作成はどの程度実務上可能かについて調査を行う。
負ののれんを純損益で認識することの有用性	短期又は中期ではフォローアップしない。	
従業員となる売却株主に対する条件付支払に関する会計処理	短期又は中期ではフォローアップしない。	

ASBJによる対応

21. 当委員会では、のれんの会計処理について、これまでの意見発信を踏まえつつ、次の対応を行っており、今後、これをベースとして、IASB、FASB、その他の会計基準設定主体者等に対して、国際的な意見発信を行っていくことを予定している。

(1) EFRAG、イタリアの会計基準設定主体と共同して、2014年7月に公表したディスカッション・ペーパー「のれんはなお償却しなくてよいのかーのれんの会計処理及び開示」に寄せられたフィードバック（IASBスタッフがレビュー対象とした学術論文に対して寄せられたコメントも含む）を踏まえてフィードバック

ク文書を公表すること

- (2) これまで示されたフィードバックを踏まえ、のれんの会計処理に関する主要論点（のれんの償却期間等）について調査を進めること
- (3) 調査結果等について、IASB スタッフ等と適宜、情報交換や意見交換を行うこと

ディスカッション・ポイント

IFRS 第3号「企業結合」適用後レビューに関するIASBによる審議状況、及び、ASBJによる取組みについて、ご質問やご意見があれば頂戴したい。

以 上